

加須市農業振興ビジョン策定委員会設置要綱

(平成 24 年 6 月 15 日市長決裁)

改正 令和 2 年 5 月 1 日一部改正

(設置)

第 1 条 本市の農業振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした加須市農業振興ビジョンの策定のため、加須市農業振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、加須市農業振興ビジョンの策定に関し基本理念や方向性、具体的な施策について検討、提案をする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 民間企業、民間団体等の代表者
- (2) 市内の公共的団体等の代表者
- (3) 市以外の関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、加須市農業振興ビジョンの策定終了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又

は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済部農業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。